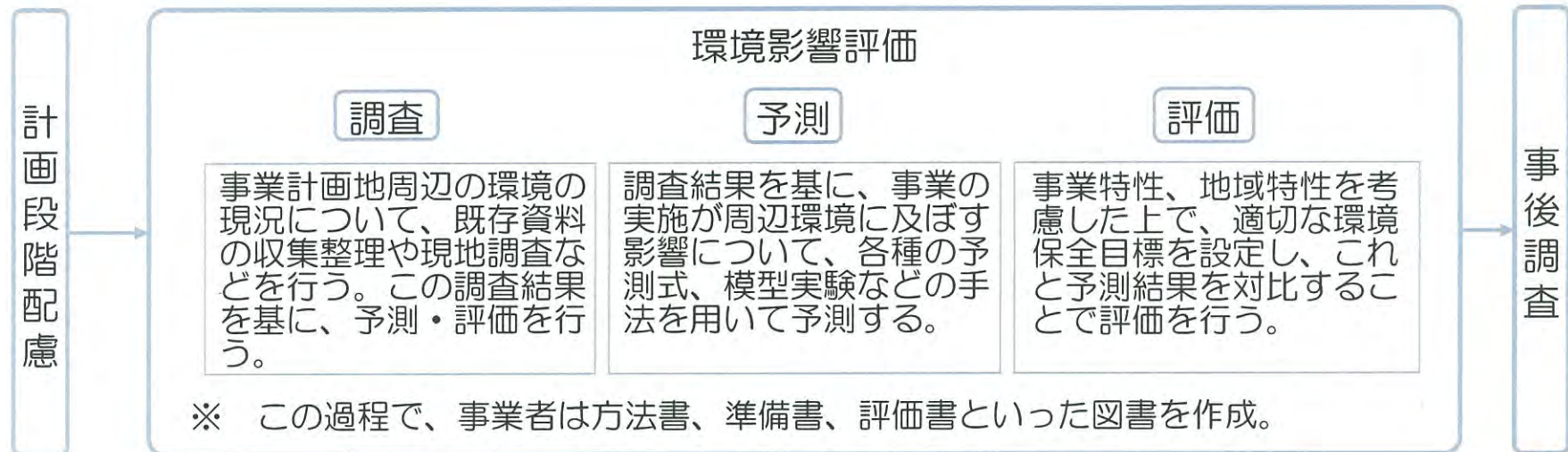


# 環境影響評価制度とは 1

- ◆ 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。
- ◆ 横浜市環境影響評価条例に基づき実施。  
⇒ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅等の建設は、条例において対象とされた事業のうち、市街化調整区域内10ha以上（第1分類事業）に該当。

## < 環境影響評価のイメージ >



## 環境影響評価制度とは 2

### ＜ 環境影響評価項目 ＞

環境影響評価における調査・予測・評価は、環境の構成要素に係る項目ごとに行うとされており、横浜市環境影響評価技術指針で定められている環境影響評価項目は下記のとおり。事業者は、事業や地域の特性などを考慮した上で、下記項目から適切な項目を選定。

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（地下水位及び湧水の流量、河川の形態・流量、海域の流況）
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土（一般・産業廃棄物、建設発生土）、大気質（大気汚染）、水質・底質（公共用水域の水質・底質、地下水の水質）、土壌（土壌汚染）、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、悪臭、低周波音、電波障害（テレビジョン電波障害）、日影（日照阻害、シャドーフリッカー）、風害（局地的な風向・風速）、安全（ <u>斜面崩壊</u> 、浸水、火災・爆発、有害物漏洩）
快適な地域環境の確保	地域社会（地域分断、 <u>交通混雑</u> 、 <u>歩行者の安全</u> ）、景観、触れ合い活動の場、文化財等

## (1) 計画段階配慮（配慮書）

事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、横浜市環境配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示すもの。

⇒「事業計画の概要」「地域の概況及び地域特性」「配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容(※)」を記載。

### ※ 計画段階配慮の主な事項

(横浜市環境配慮指針に定める事業別の配慮事項の中から、事業特性と地域特性を踏まえ配慮すべき事項を選定。)

- 計画地の選定や施設配置等の検討にあたっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。まとまりや連続性のある樹林地、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。
- 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
- 計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
- 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
- 工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、生物多様性の保全と創造に努める。
- 周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
- 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
- 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。

## 環境影響評価手続の概要 2

### (2) 方法書

環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法を示すもの。

⇒「対象事業の計画内容（※1）」「地域の概況及び地域特性」「配慮指針に基づいて行った配慮の内容」「環境影響要因（※2）の抽出及び環境影響評価項目の選定」「環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択」「方法書対象地域」を記載。

※1 対象事業の計画内容…「対象事業の種類、規模」、「生物多様性の保全」や「緑の保全と創造」についての配慮内容、「施工計画（施工期間、施工方法、工事中の使用機械や工事用車両の走行ルートなど）」など、環境影響が明らかになるよう工夫して記載。

※2 環境影響要因…環境に影響を及ぼすと想定される行為（例：土地の改変または工作物の設置・撤去による生態系への影響、自動車の発生・集中によって変化する交通状況など）。

### (3) 現況調査

方法市長意見等を踏まえ、環境影響評価項目や調査、予測の手法を確定し、現況調査を実施。

### (4) 準備書

実施した調査、予測及び評価の結果等を示すもの。（→周辺環境への影響等について明確化）

⇒「環境影響評価の予測及び評価」「環境の保全のための措置」「環境影響の総合的な評価」などを記載。

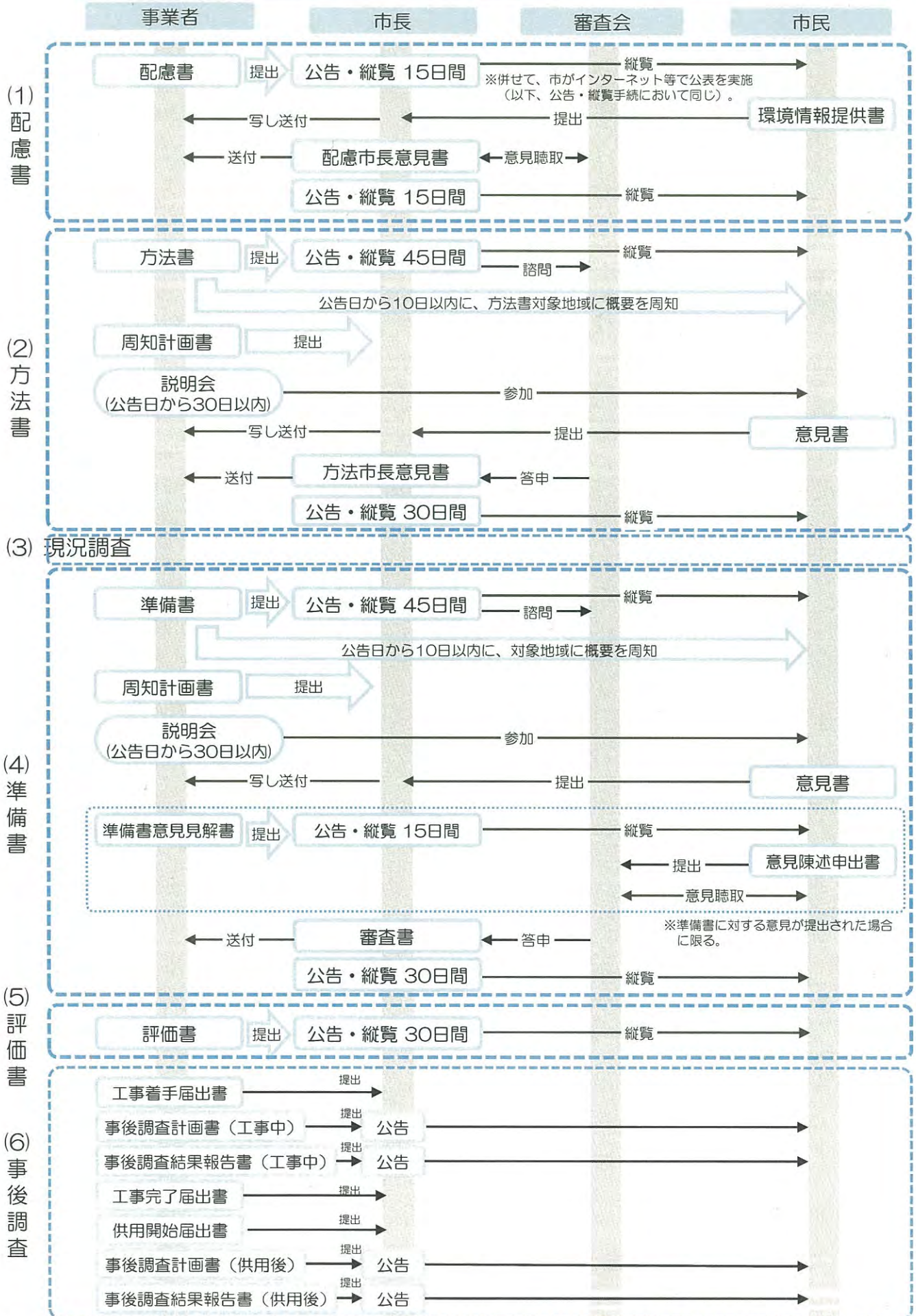
### (5) 評価書

準備書に対する市長意見を勘案するとともに市民意見に配慮し、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめたもの。

### (6) 事後調査

評価書の記載に基づき、予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として事後調査を実施。

# 横浜市条例に基づく環境影響評価の手続（第1分類事業）の流れ



※ 他の施設での実績等を踏まえ、(1)配慮書から(5)評価書までに約4～5年程度は要するものと推測するが、手続の状況等による。  
 ※ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会など地元へは進捗に応じて、適時適切に説明。

(案)

参 考

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の整備工程

